

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 33 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正に
ついて

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正
する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第
43 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条各号列記以外の部分中「更新」を「更新，定期検査，認定も
しくは認定の更新」に改め，同条中第 26 号を第 32 号とし，第 25 号
を第 31 号とし，同条第 24 号中「第 15 条の 2 の 5 第 1 項」を「第 15
条の 2 の 6 第 1 項」に改め，同号を同条第 28 号とし，同号の次に次の
2 号を加える。

(29) 法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する
産業廃棄物処理施設に係る認定 28,000 円

(30) 法第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく熱回収の機能を有する
産業廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000 円

第 17 条中第 23 号を第 26 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(27) 法第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の
定期検査 31,000 円

第 17 条中第 22 号を第 25 号とし，第 9 号から第 21 号までを 3 号
ずつ繰り下げ，第 8 号を第 9 号とし，同号の次に次の 2 号を加える。

(10) 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する一
般廃棄物処理施設に係る認定 28,000 円

(11) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円

第17条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査 31,000円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の定期検査等に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため